

実地指導の事前対策について【ケアプランセンター（居宅介護支援事業所）】

実地検査では、実際のケースの提示が求められ、抜き取り調査も行われる。当日は、複数人で訪問し（4人程度の場合が多い）、「一人1件以上提示が求められることも多い」

■チェックが入りやすいケース

「一年以内の新規で担当したケース」、
「医療連携関連の加算や独居高齢者加算を算定していたケース」、
「福祉用具を導入したり、住宅改修を行ったケース」
などが、特にチェックの対象になりやすいという。

福祉用具や住宅改修に関しては、「必要だった理由を説明できるか？根拠をケアプランに入れているかがポイント」と栗岡氏は説明。ただし、「(検査担当者は)“今の状況”、“改善状況”が見たいのであって、流れのなかで改善が図れていれば、強くは言われないはず」とアドバイスした。

また、「自信を持って提出できるような、“雛形ケース”をつくっておくのも一つの方法です。もちろん、みなさんの事務所では不正・違反はないと思いますが、プロセスを確認されてもいいようなケースを事前に決めておくと、安心かもしれません」と助言した。

■実際に指摘が多いのは？

各地の指導傾向についても言及。どういった点が実際に指摘されているのか、最近の傾向を紹介した。

東京都が公表している「22年度の実地指導で指摘の多い事項」によると、「計画作成・更新時のサービス担当者会議」に関する指摘が最も多く、続いて「個人情報の同意」、「モニタリング」、「訪問・面接」関連の順番だった。

ケアマネジメント関連の指摘事項としては、「アセスメントは『新規の作成時』と『変更時』に実施する必要がある、『変更時』の解釈は厳しくなっている。原則として、サービス単位が上下するような場合は変更にあたることが多い」、「ケアプランに『なぜそのサービスを位置づけたのか』、『他の手段はなかったのか』など、確認を求められることが多くなってきている」、「ケアプランは、サービス事業所の担当者にも交付が必要。実地指導では、交付したという記録、FAXなどの提示を求められる場合もあるため、FAXの表書きは念のために取っておいたほうがよい」といったことを紹介した。

実地指導および監査の視点とポイントについて【ケアプランセンター（居宅介護支援事業所）】

まず、指導と監査はどう違うのか？『指導』は、制度管理の適正化とより良いケアの実現をめざすものであるのに対し、『監査』は、不正請求や指定基準違反に対して機動的な実施により、悪質なところを排除する意味合いがある」と説明。

そのため事業者にとってより怖いのが監査であり、監査は“各種情報”から指定基準違反や不正請求が疑われる際に行われる。この各種情報には、次のようなものがあるという。

- ・ 通報、苦情、相談などに基づく情報
- ・ 国保連、地域包括支援センターなどへ寄せられる苦情
- ・ 国保連、保険者からの通報情報
- ・ 介護保険給付費適正化システムの分析情報
- ・ 「介護サービス情報の公表」の拒否などの情報

このうち、寄せられる苦情は、「従業員の態度や説明不足、サービスの質、管理者の態度などが多い」と栗岡氏。また、内部からの通報の場合、説明が詳細で、信憑性が高いため、監査につながるものがより多いという。「苦情につながらないような、普段からのリスクマネジメントも必要」と指摘した

■実地検査の前にこれだけは見ておくべき資料とは？

また指導も監査も、たとえ不正はなくとも、いざ受けるとなると緊張するものだろう。そこで、栗岡氏は「相手の出方を把握しておく」と話し、東京都の場合、次の4つの資料を事前にチェックしておくよう、訴えた。

- ・ 介護サービス事業者等指導及び監査の実地要綱
 - ・ 平成24年度福祉系居宅介護サービス事業者等実地検査実地方針
 - ・ 指導検査基準（指定居宅介護支援事業所）
 - ・ 指定居宅介護支援事業所 自己点検票
- ※東京都福祉保健局のホームページよりダウンロード可能

さらに実地検査の流れについても説明した。

実地検査の2週間ほど前に通知が届き、必要書類を事前に送付というのが一般的な流れ。

ただし、事前に連絡せず検査当日に訪問することもあるという。実地検査当日は、午前中に運営基準に関する検査を行い、休憩を挟んで午後、加算関係の検査が行われる。夕方、検査内容のとりまとめと講評が行われ、1カ月後くらいに結果の通知が届く。

この際、「当日、（検査担当者が）資料を持って帰るときには、ちょっとまずい（何らかの違反が見つかった可能性も）」と、伝えた。

「実地指導を受けた事例と事前準備」

2000年から2008年度までに指定取消を受けた介護事業所は699件あり、過去4年間でも年間100件を下回ったことがないという。

「取消件数が非常に多く、他業種に比較しても異例な多さ」と介護保険制度発足から10年を迎えた業界の実態に触れた。

今年の実地指導のポイントについて、静岡県が公表した介護保険施設等指導方針を例に説明した。

グループホームの火災事故を受けて、マニュアルや具体的な行動計画が整備されているか問われる「非常災害対策」や、最近マスコミでもよく取り上げられる施設での高齢者虐待など「虐待防止・身体拘束」についての指導が強化されると予測した。

実際に行われた実地指導の事例では「勤務体制の確保」があげられた。

ある老人保健施設へ実地指導が入ったときはそれまで4名だった役所の担当者が7名に増え、増員した3名は申告した人員がきっちり配置されているか施設内を見てまわったという。

「常勤・非常勤の換算ミス、辞令や雇用契約書による職種確認、タイムカードや源泉徴収票、銀行振込の記録まで、細部にわたりチェックが必要」と強調した。

さらに様々な加算が創設されたこともあり、各々の加算について「計画」を作成、説明し記録してから算定し見直すという基本的な流れが共通するが、「利用者のサインや捺印、日付の記載が重要視され、いつから加算を算定しているか、架空請求のブランクが生じていないかが問われる」と注意をうながした。

特に今年、実地指導を受けた居宅介護支援事業所の例では、ケアマネジメントの“アセスメント→プランニング→カンファレンス→モニタリング→再評価と改善”というプロセスがきちんととどられているか厳しくチェックされ、サービス担当者会議の未開催や居宅サービス計画の未交付、モニタリングの未実施などが多忙を理由にもれないよう指摘された。

実地指導を受ける事前準備として職員の不安を取り除くことが第一としたうえで、

- ・「職員の常勤換算数を定期的に数え把握しておく」
- ・「運営規定や重要事項説明書の提示や利用者の記名・捺印の徹底」

などをあげた。

また「指定取消を受けた中で営利法人が最も多いが、延べ10万件を超える営利法人を役所も回りきれない。実地指導に来ないからといって間違ったやり方をしている事業所は悪意で違反していなくとも自身で気づかない恐れがある」と語り、制度改定のたびに厳格化しつつある指導監査について十分に備えるよう呼びかけた。